

2008 年度 関西大学大学院会計研究科 入学試験問題（1 月募集）

A O [エッセイ方式]

エッセイ

受験上の注意事項

- 1 問題は 13 ページまであります。
- 2 参考文献の出典を制限文字（2000～3000 字）に含めないで明記してください。
- 3 様式は A 4 判、ワープロ、横書きで提出してください。

出願期間 2008 年 1 月 11 日（金）～1 月 21 日（月）

エッセイ

問題

次の資料を読んで、「会計不祥事の発生原因および不祥事の事前・事後の対応策」について2000～3000字で論じなさい。

資料〔第164回国会 衆議院 財務金融委員会 第17号（平成18年5月12日（金曜日））会議録（部分）〕（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

○小野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、証券取引法等の一部を改正する法律案、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及びFs君外六名提出、証券取引委員会設置法案並びにO君外二名提出、証券取引法等の一部を改正する法律案及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する両修正案を議題といたします。

本日は、各案及び両修正案審査のため、参考人として、日本公認会計士協会会長Fa君、桐蔭横浜大学法科大学院教授G君、以上二名の方々に御出席をいただいております。

○Fa参考人 おはようございます。Faでございます。よろしくお願いいたします。

まず、カネボウ、ライブドア等、公認会計士が絡んだ会計不祥事の発生は、まことに残念であり、大変に遺憾に思っております。日本公認会計士協会は、公認会計士の社会的使命を自覚し、公認会計士監査の信頼性の回復のため、自主規制を一層強化し、会員と一団となって監査の品質確保に全力で取り組んでいるところであります。国民の期待にこたえるよう最善の努力を行う決意であります。

金融商品取引法案につきましては、ディスクロージャーの強化のため数々の制度が導入されております。協会は、次の五点において高く評価しており、ぜひ今国会での成立をお願いする次第であります。

第一に、財務報告に係る内部統制について、経営者の評価と当該評価に対する監査人の監査という、いわゆる内部統制報告書制度の導入が織り込まれていることであります。

協会は、財務諸表の適正性は、第一義的には、財務諸表の作成者である経営者がその職責を全うすること、次に、当該財務諸表の適正性を第三者の立場で監査し担保する監査人がその職責を遂行することにより確保されるものと御説明してまいりました。

この制度は、財務諸表の作成者である企業が、財務報告に係る内部統制を整備し円滑に機能させることで財務諸表の質を確保するものであり、当該制度の導入により財務諸表の信頼性が向上するものと期待しております。

第二に、有価証券報告書等の適正開示に関する経営者確認書の導入であります。

これは、経営者が、有価証券報告書の記載内容の適正性についてみずから確認し、署名してその責任を投資家に明らかにするものであります。経営者が確認することとなると、作成段階において担当者間での緊張感と責任感が高まり、不実記載の防止には相当に寄与するものと期待しております。

なお、経営者が確認書に署名できるのは、財務報告に係る内部統制が整備され、それが有効に機能していることが前提であります。その意味で、経営者確認書と内部統制報告書

は表裏一体の関係にあると考えております。

第三に、会社情報をタイムリーに投資家等に提供する四半期報告書の導入であります。

企業を取り巻く経営環境は激しく変化しており、ビジネスリスクが高まっております。投資者からはタイムリーな情報開示が求められております。四半期財務諸表には、公認会計士はレビューにより検証業務を行うこととなります。

四半期報告書制度の導入は迅速かつ適正な会計処理が求められますので、会社の財務報告に係る内部統制が整備され、かつ、それが有効に機能していることが前提であります。その意味では、内部統制報告書と一体となって四半期報告書の制度化が図られることを協会は要望してきたところであります。

第四に、虚偽記載を行った場合の経営者等の実行行為者及び当該企業に対する刑事罰、さらに幫助罪として監査人の刑事罰が強化されたことです。

有価証券報告書等の虚偽記載は、自己責任において証券市場に参加している一般投資家の期待を裏切ることとなりますので、個人金融資産の貯蓄から投資への移動を促進するためには、刑事罰が強化されたことは当然のことと理解しております。

以上、内部統制報告書と経営者確認書、刑事罰の強化の三者が一体となって、ディスクロージャーの信頼性は相当に向上するものと考えております。

第五として、集団投資スキームであるファンドを幅広く新法の規制の中に取り込み、投資者の保護が図られたことも必要な措置であると考えております。

ライブドアの会計不祥事を踏まえ、協会は、投資事業組合等に対する監査の深度を高め、投資者の期待にこたえるよう、去る四月六日に会長声明を公表し、会員に注意を喚起したところであります。

投資事業組合の問題は、連結範囲の実務指針等の整備が十分でなかったという課題もありましたので、現在、投資事業組合等の連結の範囲に係る実務指針等の作成作業が企業会計基準委員会で行われております。協会も投資事業組合に対する監査の実務指針を作成する作業に着手しております。

最後に、協会は、財務諸表の適正性の確保には、従来から、経営者、コーポレートガバナンスに責任を持つ取締役や監査役、外部監査人、監督官庁、証券取引所など、関係者についての包括的な制度の整備をお願いしたところであります。本法案には協会の要望が相当に取り入れられており、十分な審議の上、今国会で成立することを再度お願い申し上げます。

本法案では、財務諸表作成者である経営者の責任が強化されますので、監査人もそれに甘んじることなく、会計監査のプロフェッションとして自主規制を一層強化し、公認会計士監査の信頼性確保に全力で取り組む所存でございます。

以上でございます。ありがとうございました。(拍手)

OG 参考人 桐蔭横浜大学の G でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今回の金融商品取引法、まず内閣提出法案の関係で、幾つかのポイントに絞って私の意見を申し述べさせていただきます。

まず、現在の証券取引法、そして今回定められようとしている金融商品取引法の目的、性格の問題ですが、私は、証券取引に関する法律というのは市場法的な性格が極めて重要であると考えております。従来、ともすればこの法律が、投資家保護法的な性格のみを強調される形でつくられ、運用されてきた傾向がありました。そういう面で、今回の法案において、市場法的な性格が目的規定の中で非常に明確に打ち出されたことは、大変有意義なことではないかと思えます。

二番目に、今回の法律で、どの範囲の取引を対象としていくかという問題です。

現在の証券取引法は、証券に関する取引を基本的に対象にしております。ここからさらに金融商品取引全般を対象にしていこうとしているのが今回の法案だろうと思えます。この先に、商品取引なども含めて、投資サービス全体も一つの法律で規制していくべきだという考え方があることも承知しておりますが、このような金融商品取引というのは、それぞれ性格の違いがあると同時に共通性を持っているというものでありまして、そのうちのどの範囲を同じ法律で規制していくかということ、これは一つの政策の選択の問題だと思えます。その違いを十分に踏まえながら、共通部分に対して、正しい、適切な規制をしていくという意味において、今回のように金融商品取引を証券取引に限らず全体的に規制していくという方向は極めて望ましいのではないかと思います。

三番目に、市場のルール違反、今回のライブドア事件で大変な問題になりましたけれども、こういうルール違反に対して、どのような手段をもって臨むかということに関しまして、行政処分、課徴金、刑事罰、大まかに言えば三つの手段が用意されているんだと思えます。この基本的な枠組みは、今回の法案では、特にその改正は予定されておりません。これは昨年の証券取引法の改正で、二年以内に課徴金についての抜本的な見直しをするという附則が設けられているということと関係しているんだと思えます。

今回のこの法案の審議の中でも、後ほど詳しく申し上げますが、課徴金の性格を抜本的に改める必要があると思えます。そういう面で、今回の法案にはその点は触れられておりませんが、そういう方向を見出すという面で、今回の改正を有意義なものにさせていただきたいと考えております。

そして、四番目に、ルール違反の構成要件をどの程度具体的に定めるかという問題です。

インサイダー取引とか相場操縦などの具体的なルール違反に関する規定に対して、具体的な規定を用いて規制をするという方法と、抽象的な包括規定を用いて規制するという方法、二つがあります。最初に申しましたように、市場法的な性格の法に持つていくということになると、どうしても、複雑多様な取引に柔軟に対応できる包括規定の適用というのが重要なものとなっていくものと思われまます。そういう面で、包括規定というのは、逆に、刑事罰を適用する際には罪刑法定主義との関係でいろいろ問題が生じます。逆に言いますと、包括規定をこれから市場規制的な法の中で積極的に使っていく上では、先ほども申し

ましたように、課徴金の抜本的な改革というのがますます重要になってくるんじゃないかと思えます。

そして、五番目に、摘発に当たる機関が、専門機関が適切なのか、一般的な司法機関、検察のような機関が適切なのかということも一つの問題であろうと思えます。この枠組みは今回の法律でも特に変わっていないわけではありますが、この問題というのは、最後の、人材確保の問題と関連づけて、今後の制度のあり方、運用のあり方を議論しなくてはいけないものと考えております。

この点に関して、今回、民主党の提出の法案の中で、SECの設置ということが盛り込まれております。これは、アメリカ型のこのような独立した機関をつかって、市場に対して適切な監視を行っていくという方向は大変正しいものだと思います。しかしながら、非常に大きな問題なのは、現在の証券取引を規制する、監視する人材が極めて不足しているということだと思います。まず、監視機関の体制を抜本的に改める、その前提として、人材の確保、人材の養成というのを積極的にこれから進めていく必要があるんじゃないかと思えます。そういう面で、現時点でのSECの設置というのは、まずその前提として、人材確保のための体制の整備が先行して行われるべきではないかと思っております。

そこで、今回のその法案に関連しまして、三つほど私が重要と考えている点について、追加して申し述べさせていただきます。

まず一つは、先ほど申しました課徴金制度の抜本改革です。現在の証券取引法の課徴金制度は、経済的利得の剥奪という概念が中心になっております。そのために、制裁としての性格が認められないために金額が非常に低いものになっていること、そして対象となる違法行為の範囲が限られていることという点に問題があるんじゃないかと思えます。さらに、市場規制として柔軟に課徴金を適用していく上では、やはり監視機関に裁量権がある程度付与されていることが必要じゃないかと思えますが、その辺は現在の課徴金制度では取り入れられておりません。こういうような課徴金の性格を抜本的に改めることによって、刑事罰ではなかなか柔軟に行いがたい現在の証券取引に関するルール違反に対する監視をもっと強めていく必要があるんじゃないかと思えます。

そして、先ほども申しました包括条項の積極適用の問題であります。包括条項の積極的な適用のためには、今申しました課徴金をもっと活用していくことが必要ではないかと考えております。その課徴金の積極的な適用、包括条項に関する積極的な適用ということに関しても、実例をもっともっと蓄積していったら、それによって不公正な取引という概念を明確にしていく必要があると思えます。

こういう二つの点に関しまして重要になってくるのが、先ほど申しました金融商品取引分野における人材育成の問題じゃないかと思えます。金融取引という分野は、一般の刑事事件、一般の経済取引の中でもかなり特殊な性格を持った分野であります。こういった分野に関して、最初に申しました、市場法としての性格を持った今回の金融商品取引法の運用を適切に行うための人材を確保していくことが、今後、重要な課題になっていくんじゃない

ないかと思えます。

そういう面で考えますと、現在の証券取引等監視委員会の体制、そこで今活躍している方々の構成というのは、多分に各官庁からの寄せ集めのなもので、必ずしも専門的な人材というのは十分ではありません。今後、若い世代の中から、もっともっとういった分野において専門的な能力を発揮し得る人材を育てていく必要があるんじゃないかと思えます。そのためには、私も法科大学院に教官として勤務しておりますが、法科大学院教育の充実ということをこれから考えていかないといけないのではないかと思えます。現在、法科大学院においては、独占禁止法の教育はある程度積極的に行われるようになりました。しかしながら、証券取引法の教育を行っている法科大学院というのは極めて少ないというのが実情であります。

金融商品取引法が、市場法としての性格が明確になって、これから積極的に運用されていくということであれば、独占禁止法、証券取引法を含めた、その共通の性格を持った市場法に対する法科大学院の教育を充実させていくこと、そして、それを受けて証券取引、金融取引に関する専門の法曹の資格をつくっていくこと、そして、それに対応して、証券取引の監視の専門官などの官の側のキャリアというのを創設していくこと、この二つを適切に組み合わせながら、今後のこの分野の人材養成を積極的に行っていくことが必要ではないかと思えます。

そして、そういったことの中で、こういう市場法としての証券取引法を司法試験科目に取り込んでいくことといったことも今後検討していくことによって、一層そういう動きが活発になっていくのではないかと考えております。

人材の養成が極めて重要であるということを申し述べて、私の意見陳述を終わらせていただきます。(拍手)

OD 委員 自由民主党のDでございます。

本日は、証券取引法等の一部を改正する法律案についての参考人ということで御出席賜っているわけなんです、一昨日、大変残念なことに、金融庁より、中央青山監査法人に対する二カ月の業務停止命令という大変重い懲戒処分が下されました。このように大手監査法人に業務停止命令が出るということは、私の知る限り初めてのことであり、大変厳しい内容であると言わざるを得ないというふうに思います。同業界の人間として、大変残念でございます。

私が二十三年前に会計士になったときには、この業界もまだまだ穏やかというか、のんびりしておって、金融行政等も護送船団ということで、銀行とか上場会社が倒産するようなことというのはめったに考えられないという時代でございました。ところが、一九九七年の金融行政の大きな方向転換、金融の自由化以来、資本市場及び金融市場というものが大変大きく激変いたしました。考えてもみなかった、大証券会社とかあるいは銀行が倒産する、あるいは上場会社が倒産するというのが日常茶飯事になってしまった。それと同時

に、公認会計士、監査法人も非常に大きな影響を受けて、会計士に対する責任とか要請が飛躍的に高くなったというのが私の実感でございます。ですから、この十年、会計士も非常に忙しくもなり大変にもなったということは、私も実感としてよくわかります。

ただ、その大きな市場の変化に対して、金融業界も上場会社も、さらには会計士業界も、この社会の激変にどうしてもまだまだ意識とか認識とか、あるいは体制が十分追いついていなかったのではないかと、同時に強く感じました。

今回、この不祥事及び行政処分という事件を契機に、公認会計士に対する社会的使命、責任を強く自覚して、二度とこういう会計不祥事が発生しないように、協会としても御努力いただきたいというふうに考えております。

それでは、今回の行政処分について、具体的に質問に入らせていただきたいと思っております。

今回の業務停止命令については、証券取引法監査と、さらには商法監査、会社法監査、二つの面の監査がございます。行政処分の内容をよく読んでみますと、証取法監査については、除外事項等をきちんと丁寧に設けていて、証取法監査上は影響がかなり抑えられている、かなり抑えるように処分がなされているというふうには理解できますけれども、会社法監査については、どうしても業務停止命令ということで影響を受けざるを得ない。二カ月という長期にわたる業務停止命令は、非常に影響があるということでございます。

会社法監査は、監査機関が停止するということは、会社法上罰則の対象にもなりますので、被監査会社、要するに中央青山監査法人のお客さん、被監査会社の方は同時に非常に大きな影響を受けます。この被監査会社、新聞によりますと約二千社以上あるということで、非常に大きな社会的混乱、経済的混乱を呼び起こすと思っておりますが、この二千社を超える被監査会社は、一昨日の行政処分が発せられて、すぐに対応策を考えなきゃいけない。

その対応策を考えるときに、三つ選択肢としては考えられると思っております。一つは、監査法人の変更。もう一つは、この二カ月、二カ月だけというわけにはいかないでしょうけれども、一時会計監査人の選任ということになると思っております。さらには、一時会計監査人を選任する努力はしますけれども、結局選任できないというケース。この場合は、現行法上は罰則の対象になるということですが、当局の方も、そこのところは対象にしないような考慮も、今検討しているようですけれども。このいずれかの対象になるわけなんです。

二千三百社もの会社の監査を受け入れられる他法人というのもちょっと私考えられないんですけれども。またさらに、一時会計監査人もすぐに見つけられるような状態ではないと思うんです。特に、監査法人側も、監査を引き受けるに当たって、事前の予備調査とか、あるいはいろいろな計画とかを立てるのに、最低でも二カ月、三カ月かかるわけですし、さらに審査もしなければいけないということで、その二千数百社の被監査会社、これらに対して、協会としてあるいは会計士業界全体として、十分対応していけるかどうか。また、この混乱に対してどのように対応していくのか、そこのところをまず御説明いただけますでしょうか。

○Fa 参考人 質問、ありがとうございます。

今回の行政処分、公認会計士協会として厳粛に受けとめております。四大法人の行政処分がこれほどの大きな影響を与えるというのは、多分初めてであるのではないかというふうに思っております。

協会としては、二千社を超える、二千三百社ぐらいの会社なのでございますけれども、現在、三月末決算の監査をやっている最中でございます。三月決算は御承知のように一番多い時期でございますので、今の段階、監査に集中しているときに、ほかの監査法人等が中央青山の被監査会社へのいわゆる勧誘というか、目に余る勧誘とか、あるいは職員の引き抜きとか、そういうふうなことがあっては三月末の資本市場の安定性が大きく崩れるということが最大の懸念でございます。そういう面で、実は、会計士協会の会長として、会長声明で、そういうような不当な顧客の勧誘とか職員の引き抜きというようなものは厳しく自己規制をしてほしいということで、もし目に余るものがあれば、協会として、これは倫理違反ということで厳しく対処する、こういうような会長声明を全会員に配ったところでございます。

確かに、今回の行政処分は会社に、中央青山の処分を受けて株主総会としてどのように会計監査人の選任を考えるか、こういうような機会を与えたものだというふうに理解しております。そういう面では、会社の方はかなり大変な課題を突きつけられたということになるのではないかと思います。そういう面で、D委員のおっしゃるように、監査人の交代を計画する会社もありますでしょうし、あるいは一時会計監査人の選任を考える被監査会社もあるでしょうし、一時会計監査人を探したけれどもなかなか探し切れないという会社もあると思います。会社の数が二千三百社ということになりますと、ほかの監査法人もそれだけ余力があるわけではございませんし、適切な監査事務所を探すのは難しいということはかなり事実だと思います。

そういう面で、会計士協会としては相談窓口を設定しております。実際、昨日、一昨日から相談窓口で相談の電話がかなりふえております。また、これは企業及び、会計士の人も何人かいますけれども、企業の方が圧倒的に多いということと、あと、企業の方で、これはまだ少数ですが、実際、公認会計士協会を訪問して相談するという方も出てきております。そういう面で、協会としては、できるだけ混乱が起きないように、まずは中央青山監査法人が、職員もあり、大きなクライアントを抱えているわけで、その後品質管理体制を強化しているというふうに聞いておりますので、そういう面では中央青山監査法人に相談するのが一番いいのではないのかなということで、そういう形で相談に当たっているわけではございます。

そういう面で、これからどういうような事態が起きるか、我々としては、資本市場が混乱しないように最大限の努力をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

OD 委員 まさにその二千三百社の被監査会社の皆さんが混乱しないように、協会の方としてもぜひ十分御努力いただきたいというふうに思います。

さらに、ここ数年、会計不祥事が何度も何度もあって、会計士協会としても、こういう会計不祥事が発生しないように、いろいろ自主規制なり自己努力を積み重ねていらっしゃるかと思うんですけれども、具体的に、この中央青山のことだけではなく、今まで積み重ねて、かつ、今現在も監査の品質を向上するため、あるいは信頼性を向上するために協会として努力している、その取り組みを御説明願いたい。また、わかる範囲で結構ですが、特に大手四法人が取り組んでいる取り組みの具体的な内容、仕方等を御説明願えますでしょうか。

OFa 参考人 協会としては、今回の事件、特に、なぜこういうことが何度も起きるのかということに対して深く反省をしております。

その原因は、やはり、まず第一に、監査人の独立性の問題ということが一つ言えるのではないかと。

独立性というのは、やはり顧客に対して、顧客という言葉はいい言葉かどうかわかりませんが、クライアントというようなこと言う場合もありますけれども、企業に対して監査人が本当の意味で独立性があるのか。精神的独立性と外見的独立性がありますけれども、特に精神的な独立性というのが一番大きな問題ではないのか。

そういうことで、私は会長として、このカネボウの事件に関連した会員が逮捕されたということを受けて、会長声明ということで、全会員に向け、監査の原点に戻って自分たちの使命、職責ということをもう一度考え直せ、それと、あと、独立性について特に総点検してほしい、そういうような会長声明を出したわけですが、その関係で、今協会の会員は四十時間の継続専門教育、これを義務化しております。その中で、特に倫理に関する、独立性が一番大きいわけですが、それについては四時間の研修義務をつけよう、と同時に、品質管理についても、これは必修として、必ず四十時間のうちその部分を、品質管理を受ける、こういうことについて会員の注意喚起と実行をお願いしております。

あと、協会の自主規制機関として、会員に対して、会員の業務で使用できるような監査上の実務指針、そういうような実務指針をつくるとか、それが確実に監査業務に実行されているかどうかということ調べる品質管理レビューというものを、今フルタイムで二十人のレビューアーを協会の中に置いて各事務所を点検している、こういうようなことの充実。あるいは、個別案件で問題になったことを調査する、監査業務審査会と申しますけれども、ここの仕事の充実。もしおかしなことをやっているようだということであれば協会としての処分に回すということで、綱紀審査会。この綱紀審査会も、従来までは協会の執行レベルの、いわゆる理事会で最終判断を議論していたわけですが、それを理事会レベルから切り離して、外部の法曹関係者も入れた独立した綱紀審査会を昨年からは設置し

て、ここで厳しくかつ公平に会員の処分を決定するというようなことをやってきました。

今回、各事務所については、品質管理基準というのが昨年企業会計審議会で作成されましたので、それを受けて、監査事務所における品質管理基準実務指針をつくりまして、その実務指針に従って各事務所はその事務所の体制をつくってほしいということで、その品質管理基準の中身については、時間の関係もありますけれども、そこでは、品質管理に対してだれが責任を負うのか、あと、職業倫理、特に独立性についてどういうふうに規定をするのかとか、新規の監査の顧客の締結時あるいは契約の更新時のチェック、あるいは監査実施者、職員ですね、の採用とか教育訓練、評価、選任についてのルールを決めるとか、監査実務の実施に当たっての、例えば専門的な見解の打ち合わせだとか、監査上の判断の相違の場合にどうするのかとか、そういうような、いわゆる監査の業務の審査にかかわることの体制の整備、これも実務指針でカバーしております。

あと、品質管理システムの監視、この監視のシステムをまた別につけるというような実務指針をつくっております。あと、不服と疑義が、監査チームの中で意見が違ふ、そういう場合の体制はどういうふうにするのか、また事務所間の仕事の引き継ぎをどうするべきなのかとか、共同監査にはどう対応するべきなのかというような、監査の事務所における品質管理体制、これについての実務指針を作成しております、各事務所がこれに対して対応するようにということをお願いしております。

以上でございます。

○D 委員 はい、わかりました。

ぜひそういう努力を積み重ねて、これから会計不祥事が二度と発生しないように頑張ってお努めいただきたいというふうに思います。

それでは、時間が参りましたので、最後に簡潔に、この証券取引等の改正案について一言御所見をいただきたいんです。

今回、この改正は守備範囲が非常に広がった、また監査の開示制度も非常に対象が広くなり、先ほど会長がおっしゃったように、内部統制報告制度あるいは四半期報告制度、新たにどんどん範囲、対象が広がっているということで、監査対象が著しく広がったわけなんですけれども、協会としてあるいは業界として十分対応できるのかどうか、また対応するための準備は十分しているのかどうか、簡潔にお答え願えますでしょうか。

○Fa 参考人 簡潔にお話しさせていただきます。

四半期報告は二〇〇八年の四月から開始されるということでございますので、それにまだ時間がありますので、対応できると思います。四半期報告は、フルの監査事務を全部行ってやるというような仕事ではなしに、むしろかなりレベルの高い監査の経験者がレビューという作業でもってやるわけですので、そういう面では対応できるのではないかと。あとまた、半期報告制度という、今六カ月間の半期報告書というものをつくっておるわけですから

けれども、この作業がなくなるということなので、多分十分に対応できるのではないかと思います。

また、内部統制の仕事については、これはかなり重たい仕事になると思いますけれども、これも二〇〇八年の四月ということなので、現在、企業会計審議会で監査のいわゆる実施基準、内部統制の実施基準をつくっておりますので、それができれば、それに対応した研修等、各事務所、当然ながら公認会計士協会でも研修を行いまして、二〇〇八年の四月からに対応したいというふうに思っております。

以上でございます。

OT 委員 公明党の T でございます。

両参考人におかれましては、大変お忙しい中、当委員会に出席を賜りましてありがとうございます。

私の方は、初めに、先ほども質問がございましたが、この五月十日に金融庁の処分が行われました中央青山監査法人の件についてお伺いをいたしたいと思っております。

先ほど、自主規制機関として一体どういうことをやったのかということで、Fa 参考人からは、自主規制機関として行ったことをおっしゃったわけでありまして。

それで、私も公認会計士をやっておりますので業界のことはよく知っておるわけでありましてけれども、これは、朝日新聞の二〇〇五年六月十八日付の公務員の待遇改革に関するアンケート調査というのがありまして、民間に比べ破格と映っておる待遇を見直すにはどうしたらよいかというアンケートなんですね。こういう設問で、三千三百六十七人の回答者の回答のうち、会計監査によるチェックをやるべきだというように挙げた方が八百三人、約四人に一人がおられたわけでありまして。これは、会計検査院の検査よりもやはり第三者の監査法人の監査の方が望ましいんだということを、国民がアンケートの中でおっしゃっておるわけでございます。

どうも最近の風潮を見ておりますと、この状況、五月十日の処分の状況を見ますと、カネボウに関しまして、平成十一年、十二年、十三年、十四年、十五年の各三月決算期において、有報上虚偽記載があったにもかかわらず、関与社員は故意に虚偽のないものとして証明した、これは確かに悪いことであって、このようなことは二度と起こらないようにやっていかなければなりません。しかし、これは公認会計士の業界の、すべてがパーフェクトでやらなければなりませんけれども、ほんのごく一部であって、過半の公認会計士の皆さんは日常の業務に大変熱心に取り組んでおられるわけでございます。

それで、先ほど Fa 参考人のお話を聞いておりましたら、公認会計士の自主規制機関として持たなきゃいかぬ独立性、経済的な独立性もありますし精神的な独立性もある、中でも精神的独立性は非常に重要であるということをおっしゃったわけでありまして。独立不偏の精神をもって監査に臨んでいかなければならないわけでありまして、最近の風潮、監視委員会の先ごろの建議、マスコミの動向、また議員の意見の中に、刑事罰を科したらどうか

というような意見がございます。

先ほど、G参考人の方から刑事罰のことについて若干言及されたところがありましたけれども、刑事罰を科すということは、今後、中長期的に見て、この業界に国家権力が介入してくるということを恐れるところがあるわけでありまして。刑事罰というものでどうもアメリカのアーサー・アンダーセンが空中分解した、これはアメリカでは刑事罰を導入するといったことでやったと言われております。

まず初めに、Fa参考人に、この刑事罰の導入ということについての御自身の御意見をお伺いしたいと思っております。

OFa参考人 証券取引法上、監査にかかわった公認会計士に対してどのような罪を科すかということの問題でございまして、現在、証取法上の構成では、虚偽記載を行った経営者、企業に対する、いわゆるそれぞれの個人の経営者と、企業、会社に対する両罰規定がある。虚偽の財務諸表にかかわった会計監査人は、共犯となるか、あるいは幫助したということで罪が問われている。ところが、監査法人は罪に問われていないではないか、だから監査法人についても両罰規定を導入したらどうかという議論だと思っております。

これは、米国などでは、先ほどT委員の方からお話があったように、監査法人に罪を着せるということは、余りやらない、実行しないということで、手続法で訴訟するというようなことがあるということはよく聞かれているんですけども、いずれにしても、監査法人の特殊性というものが非常にありまして、刑事罰を追及されるだけで監査法人の収益基盤である顧客の流出が始まってしまうということが、ほかの、今回、例えば貸金業、あるいは銀行、あるいは生命保険会社へ厳しい処分が下りましたけれども、その会社がいわゆる消滅するとか解散に追い込まれたという話は聞かないわけでございまして、監査法人の場合には、刑事罰をかけられただけで、それが町に流布すると、当然ながら株主総会で選任議題という形になりますから、それだけで消滅してしまう。この特殊性を考えていただかないと、いわゆる社会で独立監査をするという業務サービスの提供者がいなくなってしまう、あるいは大混乱に陥ってしまう。その辺のところを十分に考えていただきたいなと。

今回、行政処分ということで、実際に中央青山の業務の一部を停止するということの処分が出たわけですけども、それでもこれだけの大きな影響がある。三千人以上の職員を抱えている事務所が、それに対して、会社も含めて大混乱に陥るといふ事実がここにあるわけでございまして、そういう面で、極めて慎重に判断をしていただくとありがたいというふうに私は思っております。

OT委員 今、Fa参考人がおっしゃったとおりだと思います。

このまま放置しておりますと、先ほど申し上げましたように、まるで魔女狩りのように、いろいろなところから、刑事罰だ、刑事罰だ、こういうようなことを言っている。私はこ

れに対して大変な怒りを持っておられるわけでありまして、この証券取引法に基づく会計監査が、戦後からスタートいたしまして、今この経済界にしっかりと根づいておられるわけでありませけれども、この根づいた監査法人が、このようなばかな考え方で監査法人に刑事罰を導入するという事は、今後自主規制団体としてのこの団体がどんどんむしばまれていく、また、人材が集まってこない、ひいては我が国の経済界全体が大きな損失をこうむるといようなことになるわけでありませ。

ですから、これは、このようなことを軽々しく言うべきではない。もし仮にこのような事件があつて、厳しく処したいというのであれば、先ほど G 参考人がおっしゃった課徴金の問題なんかもあるんだらうと思うんですね。私は、この刑事罰については、断固、こんなばかな考え方を捨てていかなきゃならぬ、こういうふうに思っておりますが、刑事罰ということで、法律の専門家の G 参考人にお聞きしたいと思ひませ。

OG 参考人 私、もともと刑事法、刑事実務家でございますが、私の本音としては、刑事罰は現在の日本の社会において、いろいろな面で機能に限界があるというふうに考えております。

アメリカの司法制度と日本の司法制度、大きな違いがあります。その違いをわきまえないで、単純に、日本でさまざまな問題に対して、厳罰化ということだけで対応していこうとすると、大きな問題が生じると思ひませ。とりわけ、この監査法人の問題に関しても、両罰規定の導入を考えるとすれば、公認会計士個人と監査法人との間が実質的にどのような関係なのかということをしちんと整理しないといけなひと思ひませ。

一般的な法人に対する両罰規定というのは、法人が行為者、従業者を選任、監督するということが前提になつて、法人に対して罰金刑が科せられることになつております。果たして、監査法人において、会計士個人と監査法人がそれと同様の関係であるのかどうか、そういった点を十分に検討する必要があると思ひませし、そもそも現在の法体系全体において両罰規定が、法人に対する刑事罰がどのような機能を果たすべきかということについての根本的な議論の方が先決ではないかと考えております。

以上です。